2026年（令和８年）
7/25
No. 1349

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
一般社団法人
発行所 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

水野会長を選定２期目に

東京都トラック協会は7月8日、新宿区の京王プラザホテルで令和8年度第2回理事会（Web併用）を開催し、前会長の水野功氏を会長に選定した。また、副会長に原玲子・鎮目隆雄・森本勝也・原島藤壽・鈴木隆志・大髙一義・菊池正浩・三村偉一郎各氏を再任するとともに、鳥ノ海学・笠原史久各氏を新任し、2期目の執行部が発足した。水野会長は、就任時から掲げる「ドライバーファースト」の取り組みを継続するとともに、物流業界への追い風を好機と捉えながら、安全・安心な事業運営の重要性を訴えた。

議事終了後、水野会長は就任あいさつに立ち、1期目は「ドライバーファースト」と「ドライバーの地位向上なくして業界の地位向上はない」との考えの下で、各種施策を進めてきたと説明。「物流の2024年問題を契機に、物流が社会から大きな注目を集めるようになり、物流業界には今、追い風が吹いていると感じている」と述べた。

その上で、適正化二法の施行に向けて検討が進む適正原価や5年ごとの許可更新制度について、「全日本トラック協会のトラック適正化二法対策委員会の委員として、国土交通省との意見交換に参加している」と言及。適正原価では、現行案の車型区分では不十分として見直しを求めるとともに、委託次数を2回までとし、その最下層の運賃が適正原価を下回らない実効性を確保する仕組みが不可欠との意見を述べたと報告した。また、燃料価格や車両価格、人件費などの変動を、適切に反映できる制度とするよう要望していることを紹介し、「検討状況はその都度、会員に共有していきたい」と述べた。

さらに、新たな取り組みとして、全ト協にあわせて東ト協でもトラック適正化二法特別委員会を設置し、物流政策委員会と連携しながら、適正原価をはじめとするさまざまな情報を、会員事業者へ丁寧に共有していくとし、法改正への対応を支援していく考えを示した。

あわせて、「ドライバーファーストは、まだ道半ば」と述べ、女性部が中心となって取り組むドライバーのトイレ問題を例に挙げ、「荷主側の理解はまだ十分とは言えない」と指摘。給与だけでなく、働く環境や社会的評価を含めた処遇改善が重要とし、「ドライバーの地位向上の実現に向け、皆さまと力を合わせて取り組んでいきたい」と決意を語った。

最後に、「物流業界には今、追い風が吹いている。しかし、権利には必ず義務が伴う。公道を利用して事業を営んでいる以上、安全・安心の確保が最大の責務」と強調。その上で、「今年度は無事故・無災害を協会活動の重点に据え、安全・安心な輸送を実践することで、〝グリーンナンバーなら安心して任せられる〟と社会から信頼される業界を目指していきたい」と述べ、事故防止の徹底を呼びかけた。



東ト協 8年度 第2回 理事会

ドライバーファースト継続 改めて安全・安心実現を

理事会は、8年度通常総会（6月29日開催）で任期満了に伴う役員改選が行われたことを受け、新理事による初めての開催。議事では会長・副会長を選定したほか、本部役員では山崎会長につき立ち、1期目は「ドライバーファースト」と「ドライバーの地位向上なくして業界の地位向上はない」との考えの下で、各種施策を進めてきたと説明。「物流の2024年問題を契機に、物流が社会から大きな注目を集めるようになり、物流業界には今、追い風が吹いていると感じている」と述べた。

その上で、適正化二法の施行に向けて検討が進む適正原価や5年ごとの許可更新制度について、「全日本トラック協会のトラック適正化二法対策委員会の委員として、国土交通省との意見交換に参加している」と言及。適正原価では、現行案の車型区分では不十分として見直しを求めるとともに、委託次数を2回までとし、その最下層の運賃が適正原価を下回らない実効性を確保する仕組みが不可欠との意見を述べたと報告した。また、燃料価格や車両価格、人件費などの変動を、適切に反映できる制度とするよう要望していることを紹介し、「検討状況はその都度、会員に共有していきたい」と述べた。

さらに、新たな取り組みとして、全ト協にあわせて東ト協でもトラック適正化二法特別委員会を設置し、物流政策委員会と連携しながら、適正原価をはじめとするさまざまな情報を、会員事業者へ丁寧に共有していくとし、法改正への対応を支援していく考えを示した。

あわせて、「ドライバーファーストは、まだ道半ば」と述べ、女性部が中心となって取り組むドライバーのトイレ問題を例に挙げ、「荷主側の理解はまだ十分とは言えない」と指摘。給与だけでなく、働く環境や社会的評価を含めた処遇改善が重要とし、「ドライバーの地位向上の実現に向け、皆さまと力を合わせて取り組んでいきたい」と決意を語った。

最後に、「物流業界には今、追い風が吹いている。しかし、権利には必ず義務が伴う。公道を利用して事業を営んでいる以上、安全・安心の確保が最大の責務」と強調。

令和8・9年度 正副会長


水野会長


森本副会長


鎮目副会長


原副会長


大髙副会長


鈴木副会長


原島副会長


三村副会長


菊池副会長


笠原副会長


鳥ノ海副会長

副会長の担当委員会

原　玲子 副会長	○女性活躍推進担当
鎮目　隆雄 副会長	○広報・情報委員会委員長
森本　勝也 副会長	○総務委員会委員長 ○交付金事業実施計画案検討委員会委員長 ○フェスタ実行プロジェクト会議リーダー（8年度）
原島　藤壽 副会長	○物流政策委員会委員長
鈴木　隆志 副会長	○税制金融委員会委員長 ○近代化基金運営委員会委員長 総務委員会委員長代理
大髙　一義 副会長	○労務厚生委員会委員長 ○チャリティーゴルフ大会担当
菊池　正浩 副会長	○経営教育委員会委員長 ○適正化事業指導委員会委員長
三村　偉一郎 副会長	○支部担当 ○緊急輸送システム検討委員会委員長 ○トラック適正化二法特別委員会委員長（新設）
鳥ノ海　学 副会長	○運輸安全委員会委員長 ○フェスタ実行プロジェクト会議リーダー（9年度）
笠原　史久 副会長	○環境委員会委員長

※副会長全員が東京都交付金事業審議委員会委員、また笠原副会長が適正化事業実施機関評議委員会委員を務める
（7月8日開催の正副会長会で担務を決定）

児童が犠牲となる死亡事故発生

横断歩道内の交通弱者保護の徹底を

東ト協

東ト協は7月17日、運輸安全委員長（鳥ノ海学副会長）名で「横断歩道内の交通弱者保護と安全運転の徹底について」の文書を発出し、会員事業者に対し、所属ドライバーへの安全確認と、横断歩道における交通弱者保護の徹底について、改めて注意喚起するよう求めた。

これは、7月15日午前9時6分頃、西東京市内の信号機のある交差点で、事業用普通貨物車が、登校中に横断歩道を横断していた小学3年生の児童を轢過（れきか）する、大変痛ましく悲惨な事故が発生したことを受けたもの（**2・6面の関連記事・6面の事故速報を参照**）。

今年1月から現在まで、都内で発生した事業用貨物自動車が関与した、横断歩道上の交通弱者を巻き込む死亡事故（**表**）は、歩行者2件、自転車2件の計4件と頻発していることから、特に次の事項を徹底するよう呼びかけている。

○横断歩道や自転車横断帯に近づいたら、先急ぎせず安全を確認する
○左右や死角に入りやすい直前の歩行者・自転車を確認する
○横断歩道などの手前で停止できる速度で走行する
○路上の菱形のマークを見たら、早めにアクセルから足を離し周囲の安全を確認する
○猛暑による疲労や集中力低下に注意し、体調管理を徹底する

また、これからの夏休みやお盆期間は、帰省や行楽による交通量の増加や不慣れな運転者の増加に加え、昼夜を問わず街中で子どもや自転車の利用が増えることから、より一層の安全確認と横断歩道での交通弱者保護の徹底を求めている。

発生日時（場所）	事故概要
2月9日5時10分頃（練馬区）	事業用大型貨物車が交差点を直進中、横断歩道を右から左に横断中の自転車と衝突
3月19日10時40分頃（足立区）	事業用準中型貨物車が交差点を直進する際、横断歩道を右から左に横断中の自転車と衝突
5月11日19時30分頃（東大和市）	事業用大型貨物車が交差点を右折する際、横断歩道を横断中の歩行者と衝突
7月15日9時06分頃（西東京市）	事業用普通貨物車が交差点を右折する際、横断歩道を左から右に横断中の歩行者と衝突

紙面あんない

第1回物流政策推進関係者会議　2
東ト協、8年度第1回支部長会を開催　5
東ト協、福利厚生施設一覧　6
警視庁が交差点事故抑止対策徹底を要請　7
東ト協専門部会8年度通常総会　7

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用

国交省
トラック適正化二法 施行へ議論

物流政策推進関係者会議

国土交通省は7月14日、関係省庁とトラック運送業界などで構成する第1回「物流政策推進関係者会議」(議長・岡野まさ子国土交通省大臣官房総括審議官)を開催した。同会議は、物流に関する施策を総合的・集中的に推進する「物流政策推進会議」の下に設置されたもので、「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」に基づき、物流の実務に関して十分な知識と経験を有する者によって構成されている。



ドライバーから問題解決へ

関係省庁側から、国交省・農林水産省・経済産業省・公正取引委員会・警察庁・消費者庁・厚生労働省・中小企業庁・環境省が出席。業界側からは、全日本トラック協会と全日本運輸産業労働組合連合会が出席し、オブザーバーとして日本物流団体連合会、全日本交通運輸産業労働組合協議会、日本経済団体連合会、日本商工会議所が参加した。

全ト協からは、寺岡洋一会長と坂本克己最高顧問が出席。坂本最高顧問は、「トラック適正化二法により、ドライバーの経済的・社会的地位の向上を図り、誇りと自信を持ってもらえる業界にすることが必要。トラックドライバーを成功モデルとし、わが国の労働力不足の解決につなげ、国益に貢献することが必要だ」と述べ、政官労使が一致結束して取り組む重要性を訴えた。

第1回会議では、物流政策推進関係者会議の設置や、トラック適正化二法・改正物流法の施行状況、適正原価制度の施行に向けた今後の対応、総合物流施策大綱を踏まえた施策の進め方について意見交換した。

主な議題として、トラック適正化二法で導入される適正原価や許可更新制度などの具体化に加え、総合物流施策大綱に基づく各省庁の施策の進捗管理などが挙がった。

今後は、秋から冬頃に第2回会議を開催し、トラック適正化二法の施行に向けた体制整備の検討状況を確認するとともに、来年春頃の第3回会議では、適正原価に関する検討状況の報告・議論を行う予定としている。

東運支局
トラックの安全運行へ

東京運輸支局は7月17日、東京都トラック協会を通じて会員事業者に対し、「トラックの安全運行のための運行管理等の徹底について」を発出し、事故の再発防止を呼びかけた。

これは同月15日、横断歩道を横断中の小学生が、事業用貨物自動車と衝突し、死亡する痛ましい事故(**6面の事故速報を参照**)が発生したことを踏まえたもの。事故原因は調査中だが、貨物自動車側に過失があった可能性も疑われることから、輸送の安全確保と事故の再発防止に向け、会員事業者所属ドライバーに対し、次の事項の周知徹底を求めている。

運行管理などの徹底を

1. 横断歩道において周囲の状況に応じた一時停止または徐行するなど、法令に基づいた運転を徹底するよう指導すること
2. 子ども、高齢者、障害者に配慮し、歩行者および自転車利用者の安全確保を図ること
3. 運行中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作は絶対に行わないこと
4. 危険予知運転の徹底を図ること

改正自動車運転死傷処罰法

危険運転致死傷罪の要件を見直す「改正自動車運転死傷処罰法」が7月21日に施行された。

飲酒運転については、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ、人を死傷させた場合としていた従来の成立要件から、アルコール濃度が呼気1リットル当たり0・5ミリグラム以上の高濃度のアルコールを身体に保有する状態で運転した場合などを、一律に危険運転致死傷罪の対象とした。一方で、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態と認められる場合は、数値基準に満たなくても同罪の対象となる。

高速度での運転については、最高速度が時速60キロメートル以下の一般道路などで最高速度から時速50キロメートル以上、同60キロメートルを超える高速道路などで最高速度から時速60キロメートル以上、それぞれ速度超過した場合を、一律に危険運転致死傷罪の対象とした。また、これらの数値基準を下回る速度であっても、道路や交通の状況に応じて、重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で運転した場合も、同罪の対象となる。

危険運転の新たな運用基準

数値基準未満でも適用



さらに、いわゆるドリフト走行やウイリー走行など、殊更にタイヤを滑らせたり浮かせたりすることにより、その進行を制御することが困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合に危険運転致死傷罪の対象とする「殊更滑走等類型」を新設した。

8,214事業所の申請受理

全ト協 2026年度 **Gマーク申請**

東京は395事業所



全日本トラック協会は、2026(令和8)年度の「貨物自動車運送事業安全性評価事業」について、Web申請システムによる申請受付(7月1～14日)を行い、その結果、申請資格要件などを満たした8214事業所(新規・更新)の申請を受理した(速報値)。申請事業所数は、前年度より710事業所増加した。

このうち、新規申請は1278事業所で前年度比36事業所減少。更新申請は6936事業所で、内訳は初回1004件、2回目12**2**件となり、前年度より746事業所増加した。

東京都内の申請は395事業所で、新規申請は66事業所、更新申請は329事業所(**写真**は申請の様子)。都道府県別では、愛知県579件、大阪府553件、埼玉県464件、北海道399件に次いで多かった。

今後、評価基準に基づき申請書類を審査し、12月中旬に「安全性優良事業所」を認定・公表する予定。

遠隔点呼の運用見直し 検知器ルールを明確化

関運局
輸送安全規則を一部改正

関東運輸局はこのほど、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正を関係団体へ周知した。

今回の改正は、営業所間で遠隔点呼を行う際のアルコールチェックの取り扱いを定めたもの。運行管理者が所属する営業所に設置された遠隔点呼機器と連動するアルコール検知器を使用して、他の営業所に所属する運転者の酒気帯びの有無を確認した場合は、その検知器を運転者が所属する営業所のアルコール検知器として取り扱うこととした。この取り扱いは、事業者間遠隔点呼を実施している場合にも適用される。

これにより、遠隔点呼におけるアルコール検知器の取り扱いが整理され、営業所間や事業者間で遠隔点呼を実施する際の運用が明確になった。遠隔点呼を実施している事業者は、今回の改正を踏まえ、自社の運用方法が適切であるかについて確認する必要がある。

東労局
個人事業者の災害把握強化

東京労働局はこのほど、労働安全衛生規則などの改正に伴い、個人事業者等の業務上災害の実態を把握し、労働災害防止につなげることを目的としている。

改正では、一定の条件を満たす注文者(特定注文者)や作業場所を管理する事業者は、労働者と同一の場所で作業する個人事業者が、業務に起因する負傷や疾病により死亡、または4日以上休業したことを把握した場合、所轄の労働基準監督署へ遅滞なく報告しなければならない。

一方、被災した個人事業者にも、報告主体となる特定注文者や災害発生場所管理事業者などに、必要事項を速やかに報告する義務が課される。このほか、報告したことを理由とした取引停止や契約解除、不当な作業機会の制限など、不利益な取り扱いを行うことは禁止する規定を設けたほか、重労働による脳血管・心臓疾患や精神障害を原因とする自殺による死亡・休業、中小規模事業者の代表者らが被災した場合の報告制度も整備した。

報告は電子申請を原則とし、厚生労働省はe-Gov電子申請サービスと連携した報告支援システムを整備する予定。当面は経過措置として書面による報告も認められる。

報告制度9年1月に施行

国交省
ドライバー拘束時間調査

国交省は7月10日、トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果を公表した。2025(令和7)年度の平均拘束時間は10時間13分となり、前回調査(2024年度)から1時間33分短縮。荷待ち・荷役等時間も2時間2分となり、前回調査から1時間16分減少した。

調査は、実運送を行う一般貨物自動車運送事業者を対象に、2025年11月25日から12月24日まで実施。同年4～8月の通常期における代表的な1日の運行について、運転時間や荷待ち時間、荷役時間、附帯作業時間、点検・点呼に要した時間、休憩時間を調査した。

平均拘束時間の内訳は、運転時間が5時間52分、荷待ち時間が1時間、荷役時間が48分、付帯作業時間が14分、点検・点呼時間が38分、休憩時間が1時間41分だった。運転時間は前回調査とほぼ横ばいながら、荷待ち・荷役等時間が減少し、国が基本方針で掲げる「1運行当たり2時間以内」の目標に近づいた。

1運行平均拘束10時間13分
荷待ち・荷役等2時間2分

国交省は、2025年4月施行の改正物流効率化法により、荷主・物流事業者に荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務が課されたことが、改善に寄与したと分析。一方で、個別には長時間の荷待ち・荷役等が発生しているケースもあることから、目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう引き続き取り組むとしている。

運輸点描

中東情勢に伴う物価高に関心が向きがちだが、トラック輸送が直面する大きな課題といえば、輸送力不足だ。2024年問題はひとまず乗り越えた形だが、根本的な問題が解決したわけではない。2030年度には輸送力供給が平均的想定でも約1割減少すると予測され、運転者不足が今後さらに深刻化する可能性がある。そうした事態を回避するには運転者の待遇改善を進め、担い手の確保に努めていく必要があるが、そのために必要な原資確保がままならないのが実情のようだ。

次は「2030年問題」

平均的想定でも輸送力1割減
待遇改善へ運賃底上げが必要

今年度から5年間の第8次総合物流施策大綱では、2024年問題について総括し、2030年度に想定される約34%のトラック輸送力不足のうち、時間外労働・上限規制適用に伴う約14%は、官民による効率化施策などの成果により、「おおむね克服することができた」としている。

ただ、このまま想定される輸送力不足を克服できるかといえば、そうではなさそうだ。全日本トラック協会の調査によると、男性運転者の平均年齢は50歳と高く、若年層の確保が進まなければ、近い将来、運転者の減少が加速するおそれがあるからだ。

8次物流大綱に関する検討会提言では、2030年度に想定される輸送力の需給ギャップを再検証し、平均的想定で約7%（輸送量想定3・1%減）から最大想定で約25%（同13・3%増／2019年度と同水準）不足すると予測している。

これは、運転者数の減少や労働時間の短縮などに伴い、輸送力供給が平均的想定で9・9%から最大想定で15・2%減少すると予測し、推計したものだ。既に輸送現場はタイトな状況にあり、さらに輸送力供給が縮小すれば、輸送が滞る事態が生じるおそれがある。

このため、8次物流大綱では、積載率向上や荷待ち・荷役時間短縮などの効率化施策をさらに推進する方針だが、一方で輸送力供給についても、その縮小をできるだけ抑えていく必要がある。

そのためには運転者の労働条件や労働環境を改善する必要があり、特に重要になるのは賃金水準の引き上げ。前物流大綱でも全産業平均への引き上げを目標に掲げていたが、依然、格差は是正されていない状況にある。

待遇改善が進まない大きな要因は何かといえば、それは事業者の収益状況にあるようだ。

全ト協の令和6年度決算版経営分析報告書によると、1事業者平均の貨物運送事業・営業損益率はやや改善したが、1・0%の黒字にすぎない。営業収益は8・0%増収だが、営業費用も7・5%増加。その多くを占める運送費は8・1%の増加となり、収益改善も限定的な状況だ。

特に小規模事業者は深刻な状況で、車両10台以下は引き続き営業赤字だ。こうした収益状況の中で、待遇改善に必要な原資をなかなか捻出できないのが実情のようだ。

実際、人件費は2・0%増にとどまる。

今春闘の賃上げについても、運輸労連の集計によると、単純平均で約7400円。全産業平均との格差是正どころか、むしろ格差が広がりつつある。

このままでは想定以上に輸送力供給が縮小し、需給ギャップが大きくなるおそれがある。こうした事態を回避するには運賃水準の底上げを図り、待遇改善の原資を確保していく必要がある。

そのための方策として通省による「適正原価」の告示制度。人件費は全産業平均を踏まえて設定される。荷主・元請事業者は今後の新制度導入を見据え、これまでの実運送事業者との取引を再検証し、改善していく必要があるのではないか。

（ライター　山上達三）

運輸事業者向け 燃料費高騰緊急対策事業支援金

東京都



8年1～6月分を対象 8月31日まで申請受付

東京都は6月30日から、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」の支援金申請受付を開始した。令和4～7年度に引き続き、燃料価格の高騰・高止まりの影響を大きく受けている中小貨物運送事業者などを支援するもので、申請受付は8月31日まで。

支援金は、都内ナンバーの事業用車両（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象に、1台当たり定額（緑ナンバー2万3000円、黒ナンバー8000円）を交付する。

対象事業者の要件は、①8年1月1日までに一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、または貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること・届出を行っていること、②都内に営業拠点を有する、中小企業基本法に規定する中小貨物運送事業者であること、③8年6月30日時点で事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

また、車両要件として、①化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く）であること、②8年1月1日までに東京運輸支局などで車両の登録・検査などを受け、自動車検査証の有効期間満了日が同日以降であること、③対象事業者が所有またはリースしている自動車であること。

申請は、郵送または専用ポータルサイトからのオンライン申請で受け付ける。申請書類や申請方法などの詳細は、「令和8年度東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金申請受付ポータルサイト」または都市整備局ホームページを参照。

▽問い合わせ先＝東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局（☎03・6744・7494）受付時間：平日午前9時～午後6時

標準仕様パレット導入支援

国交省 8年度

国土交通省では7月13日から、「中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（荷役等の効率化に向けた『標準仕様パレット』の利用促進支援事業）」の3次公募を開始した。

これに伴い、執行団体の標準仕様パレット利用促進事業事務局／パシフィックコンサルタンツ（PCKK）が公募を行っている。公募期限は8月21日午後4時まで（必着）。

本事業は、標準仕様パレットの利用促進を通じて、一貫パレチゼーションや荷役作業の効率化を進める取り組みを支援するもの。

補助対象は、レンタルによる標準仕様パレットを導入・活用する荷主や物流事業者、倉庫業者などで、荷役機器や搬送設備の導入・改修を支援する「事業A」と、パレット動態管理システムやRFIDタグシステムなどの導入を支援する「事業B」の2区分が設けられている。

補助率はいずれも対象経費の2分の1以内で、補助上限額は「事業A」が5000万円、「事業B」が1000万円。交付決定通知受領以降、事業に着手すること。交付決定前に発注した設備・機器は補助対象外となる。

事業期間は交付決定日から令和9年1月22日までで、この日までに事業の実施と支払いを完了する必要がある。

対象となるのは、平面サイズ1100ミリメートル×1100ミリメートル、最大積載質量1トンの標準仕様レンタルパレットで、主に輸送用として利用することが要件となる。

搬送設備例としては、パレタイザーやラック、ハンドリフト、フォークリフト、パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機、輸送・保管ボックスのほか、補助対象パレットの導入に伴う設備として必要と認められるもの。

あわせて、標準仕様レンタルパレットの導入に伴い、不要となる自社保有パレットの処分費用も補助対象となる。

申請は、特設Webサイトで事業者番号を取得した上で、申請書類を電子メールなどで提出する。詳細は、特設Webサイトを参照。

▽問い合わせ先＝標準仕様パレット利用促進事業事務局／PCKK（☎050・5482・3523）受付時間：平日午前10時～午後5時

荷役作業効率化へ利用促進 3次公募8月21日まで受付

自家用燃料供給施設支援事業

全ト協取次

全日本トラック協会は、令和8年度「自家用燃料供給施設整備支援事業」を実施する。申請受付期間は、8月3日から10月30日まで。助成予算額は8000万円。

これに伴い、東京都トラック協会は取次事業として申請受付を行う。助成対象は会員事業者および会員事業者を主軸とする協同組合や連合会。

▽助成要件＝1000トン以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設や増設、もしくは増設を伴う代替を行い、4月1日から9年2月26日までに、市町村または消防組合などから危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの

▽助成額＝軽油タンクの新設（設置1か所分のみ）／100万円、増設または増設を伴う代替／30万円（申請額が予算額を超過した場合、1件当たりの助成額を減額する場合がある）。年度内1施設限りとし、過去に同事業による助成を受けている場合は対象外。

申請方法は、書類を窓口に郵送、または事前に窓口に連絡の上、持参する。

詳細は、東ト協ホームページを参照（申請書類などのダウンロードが可能）。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協総務部広報・情報G（〒160－0004新宿区四谷3の1の8／☎03・3359・4134）

矢崎のデジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！
詳しくは、今すぐお電話を！
YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本　社　03-5727-1600（担当・青木）
高島平　03-6906-5960（担当・磯田）
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp



新執行部体制をスタート
今後のあり方など検討へ

東ト協8年度 **支部長会**

東京都トラック協会は7月17日、令和8年度第1回支部長会（Web併用）を開催。8・9年度の執行部発足に伴い、水野功会長をはじめ副会長10氏と、25支部の支部長が参加した。

開催に当たり水野会長は、「新体制となって初めての支部長会であり、協会運営の重要な役割を担う皆さまが一堂に会する場を、より一層有意義なものへ発展させたい。皆さまからのご意見を参考に、支部長会の今後の在り方を検討していく」と述べた。また、「今年度から新たに三村偉一郎副会長を支部担当とし、支部活動を一層支援するとともに、支部の課題や意見を本部として確実に受け止め、協会運営に反映していくための体制を強化する」と説明した。

議事では、執行部・支部長の紹介に続き、今後の支部長会のあり方や常任委員会の構成、初任運転者特別講習の受講日程、東ト協チャリティーゴルフ大会の開催、今後の主な行事予定などについて意見を交換した。

なお、チャリティーゴルフ大会の開催については、実行委員会制度を見直し、支部長会の所掌事項とすることとした。引き続き、大髙一義副会長が運営を統括し、今年度の開催要領や競技方法について、支部長会で確認した。

東ト協8年度 **交通安全研修会**

東ト協は9月8日、令和8年度「交通安全研修会」を開催する。時間は午後1時～2時。会場は東ト総合会館7階大会議室で、参加費は無料。本研修会は、最近の交通事故情勢と改正道路交通法の概要について会員事業者の理解を深めるとともに、従業員の交通事故防止と安全運転管理の徹底を目的としたもの。

定員は100人程度（先着順／定員になり次第締め切り、1営業所2人まで）。

研修では、「最近の交通事故情勢と改正道路交通法を踏まえたトラック運送事業者の安全対策」をテーマに、警視庁交通部管理官の工藤忠雄氏が講演する。

9月8日開催

本研修会は、安全性評価事業（Gマーク）の加点対象となり、修了者には受講証明書を発行する。

申し込みは、東ト協ホームページ／「セミナー情報」に掲載の申込フォームまたはFAXで申し込む。締め切りは8月31日午後5時まで。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部教育研修・輸送G（☎03・3359・4137）

全ト協 東ト協 共催 **飲酒運転根絶セミナー**

9月3日開催

東ト協は9月3日、東ト総合会館で「飲酒運転根絶セミナー」を全日本トラック協会との共催により開催する。時間は午後1時30分～3時30分。対象は会員事業者の経営者および管理者で、参加費は無料。

事業用トラックが関係する飲酒運転事案は依然として後を絶たず、国土交通省によると、令和6年中は33件、7年中は30件、7年中は33件（速報値）の飲酒運転事案が確認されるなど増加傾向にある。また、「事業用自動車総合安全プラン2030」では「飲酒運転ゼロ」を目標に掲げており、飲酒運転の根絶は業界全体の社会的責務となっている。本セミナーはこうした状況を踏まえ、会員事業者における飲酒運転防止対策の徹底を目的としたもの。

セミナーでは、「飲酒運転根絶に向けた対策について」をテーマに講演するほか、アルコール・インターロックの実機デモも実施する。講師は、計測健康啓発協会代表理事の望月計氏。

定員は50人（先着順／定員になり次第締め切り）。申込受付は8月24日までで、東ト協ホームページ／「セミナー情報」に掲載の申込フォームから行う。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・3618）

9年度入試 **エントリー型制度**

全ト協推薦枠の出願募集

9月1日から順次受付

流通経済大学は、令和9年度入学試験において、全日本トラック協会推薦枠による「総合型選抜エントリー型（各種団体推薦）制度」の出願者を募集している。

出願開始は9月1日から。日程は次の通り（カッコ内は試験日）。

▽出願期限＝①9月25日（10月3日）、②10月9日（10月17日）、③10月30日（11月7日）、④11月13日（11月21日）、⑤12月4日（12月12日）、⑥9年1月22日（同年2月2日）

▽募集学部＝経済学部・共創社会学部・流通情報学部・法学部・スポーツ健康科学部

▽出願資格＝各都道府県トラック協会の会員事業者関係者で、流経大を第1志望とし、①高等学校・中等教育学校卒業者または9年3月卒業見込みの者、②通常の課程による12年の学校教育を修了した者または9年3月修了見込みの者――など

出願手順は、①エントリー面談＝「エントリー&出願システム」から申し込みを行い、対面またはオンラインで面談、②エントリーレポート＝パソコンやスマートフォンなどでエントリーレポート（自分の未来と学科での学びに関する課題）を作成・提出、③本試験＝志望理由書や調査書、口頭プレゼンテーション、面接の結果で合否判定を行う。

東ト協の会員関係者が本制度を利用して出願する場合、まず東ト協業務部教育研修・輸送Gに連絡し、「推薦枠受験申請書」（東ト協ホームページ／「セミナー情報」に掲載の申込フォームから行う。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・3618）

本部役員

山﨑専務を再任
新常務に 井上・森山各氏



井上氏



森山氏

東ト協は7月8日、令和8年度第2回理事会を開催し、8・9年度執行部体制として、水野会長をはじめ副会長10氏のほか、本部常勤役員を選定した。

本部役員としては、山﨑正専務理事を再任し、新たに井上豪・森山寛司各氏を常務理事に選定した。あわせて、専務理事に事故があるときの職務代行順位を決め、井上・森山各常務理事の順で、その職務を代行する。

また、役員待遇には、中里直之業務部長を再任した。

井上豪（いのうえ・ごう）**氏**　平成20年東ト協職員に採用。25年事業振興部事業振興課課長補佐、28年総務部総務課長、30年総務部次長、令和4年総務部長、7年事務局長。

森山寛司（もりやま・ひろし）**氏**　昭和58年東京都入庁。平成25年生活文化局都民生活部長、31年都民安全推進本部総合推進部長などを歴任。令和2年都退職。同年都保健医療公社常務理事、4年道路管理センター常任参与東京支部長、6年東京トラフィック開発専務取締役。8年退任。

賛同・協賛のお願い

東ト協はこのほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO2026～親子で体験！安全と環境～」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

全会員に対し、水野功会長とフェスタ実行プロジェクトリーダーの森本勝也副会長が連名で要請文書を発出し、協賛を求めているもの（**本号に協賛要請文書・案内チラシを同封**）。

開催に当たり、交付金事業と一般会計事業を有機的に連携させて運営する方針だが、昨今の協会財政の状況を踏まえ、会員事業者に対しイベント開催の趣旨への賛同を求め、今年度も協賛金を募集する。

協賛金（1口5000円から）の申し込みは、東ト協ホームページ内の「トラックフェスタ」会員協賛申込フォームで受け付けている。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・3618）

東ト協 トラックフェスタ

軽油の価格

購入価格は、購入に関する諸要因（数量・支払条件・地域ほか）により多少の幅があります（消費税込み）。

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

1ℓ当たりの軽油価格 6月分（東ト協調べ）

☆スタンド	平均＝145.7円
☆ローリー	平均＝133.6円
☆元売り発行カード	平均＝143.1円
☆ディーラー発行カード	平均＝139.7円

協会日誌
【7月1～15日】

2日　ダンプ専門部会通常総会
3日　東京都・江戸川区合同総合防災訓練（5日）▽ロジ研海外交流委員会▽紙・パルプ専門部会通常総会▽同研修会▽同懇親会▽海上コンテナ専門部会臨時業務委員会
6日　食糧専門部会麦・粉委員会
8日　ロジ研正副本部長会議▽理事会▽東ト協政策研究会通常総代会▽正副会長会▽東ト政連夏季政経パーティー▽関東・甲信越重量部会通常総会・研修会▽同懇親会
10日　物流経営士課程・自社計画の発表と講評▽海上コンテナ専門部会業務委員会
11日　運行管理者試験事前講習
14日　取扱事業・積合専門部会通常総会
15日　海上コンテナ専門部会役員会

日程ボード
【8月1～15日】

4日（火）　15時＝ロジ研修委員会正副委員長会議（東ト総合会館）▼16時＝同正副本部長会議・幹事会合同会議（同）▼17時30分＝同表彰受賞者を祝う会・納涼会（フォレストテラス明治神宮）
5日（水）　14時＝運輸安全委員会（東ト総合会館／Web併用）▼17時＝出版・印刷・製本・取次専門部会日本雑誌協会との懇親会（出版クラブビル）
7日（金）　14時＝税制金融委員会（東ト総合会館／Web併用）

新会員

【千代田支部】
◆株式会社全販＝千代田区一ツ橋2の6の8▽☎03・5226・5450▽一般貨物運送（小型車17台）、軽車両等運送（5台）、利用運送
◆株式会社ｃａｎｕｕ＝中央区新富1の15の14相互新富ビルディング202▽☎080・3552・0497▽利用運送

【江戸川支部】
◆株式会社アサヒ興業＝江戸川区西葛西2の19の7グレイスYTパレス101▽☎03・5667・5225▽一般貨物運送（普通車5台）
◆株式会社ピース・エイド＝江戸川区小松川4の57の1東京YMビル▽☎03・5627・1592▽一般貨物運送（小型車5台）、軽車両等運送（1台）

【荒川支部】
◆中野酸工株式会社＝荒川区荒川3の3の5▽☎03・3803・1841▽一般貨物運送（小型車5台）

東ト協契約

令和8年度 福利厚生施設一覧

夏のレジャーに
従業員、ご家族でご利用ください

東京都トラック協会では、福利厚生対策の一環として、各種保養所、レジャー施設などと契約しており、会員事業所の従業員とその家族が優待価格で利用できます。
詳細は、東ト協ホームページ(HP)を参照。各施設の利用、問い合わせ時には、必ず東ト協会員であることを伝え、利用金額などは各施設HPなどで確認してください。
利用時に必要な「電話健康相談カード」(原本、一部コピー可)については、所属の支部または東ト協業務部交通・環境Gへ問い合わせを。

施設	連絡先	利用方法	割引内容
宿泊施設			
あじろ(保養所) 静岡県熱海市下多賀25-1 (JR伊東線・網代駅から徒歩約８分)	東京トラック事業 健康保険組合 ☎03-3264-2364	「総務課」(☎03-3264-2364)へ電話予約 受付は利用希望日の2か月前の同日から	
ニュー・グリーンピア津南 新潟県中魚沼郡津南町秋成12300 (上越新幹線・越後湯沢駅から宿泊者専用送迎バスで約50分)	ニュー・グリーンピア津南 ☎025-765-4611	ホテルへ電話予約またはHPにて予約 HPでの予約の際はご要望欄に 「東京都トラック協会会員」と入力する ※電話健康相談カードを現地で提示 (コピー可)	
リゾートホテル マホロバ・マインズ三浦 神奈川県三浦市南下浦町上宮田3231 (京浜急行線・三浦海岸駅から送迎バスで約５分)	法人予約センター ☎046-889-8911	「法人予約センター」 (☎046-889-8911)へ電話予約 東ト協会員であることを伝える	
東急ホテルズ [全国]	※電話での問い合わせ、予約は 受け付けていない 法人契約サイトへ	「東急ホテルズ予約センターの法人契約サイト」 (https://www.tokyuhotels.co.jp/biz) 法人ログインID：301503447 パスワード：301503447	
スパ&リゾート九十九里 太陽の里 千葉県長生郡長生村一松3445 (JR外房線・茂原駅から送迎バスで約20分)	スパ＆リゾート九十九里 太陽の里 ☎0475-32-5550	「スパ&リゾート九十九里 太陽の里」 (☎0475-32-5550)へ電話予約 ※電話健康相談カードを現地で提示 (コピー可)	
ホテル月美(太陽の里) 千葉県銚子市犬吠埼10292-1 (銚子電鉄・犬吠駅から徒歩約5分、JR総武本線・銚子駅からタクシーで約20分)	ホテル月美 ☎0479-21-6300	「ホテル月美」 (☎0479-21-6300)へ電話予約 ※電話健康相談カード原本を現地で提示	
テーマパーク			
富士急ハイランド(テーマパーク) **ハイランドリゾート** 山梨県富士吉田市新西原５－６－１ (富士急行線・富士急ハイランド駅そば)	FUJIYAMA net クラブ 事務局 ☎0120-364-229	FUJIYAMA net クラブ (https://www4.fujikyu-travel.co.jp/free3/06-154_totokyo/view.php) へアクセスし、各施設の申し込み方法に沿って申し込む ユーザー名：truck　パスワード：2295	
サンリオピューロランド 東京都多摩市落合1－31 (京王、小田急、多摩モノレール各線・多摩センター駅から徒歩約5分)	サンリオピューロランド ゲストセンター ☎042-339-1111	サンリオピューロランドHP (https://www.puroland.jp/contact/government/) 福利厚生ページへアクセスし、電子割引券を取得し、サイト上で入場券を購入する 専用ID：KITTY750	
温浴施設			
天然温泉 花鳥風月 埼玉県日高市下大谷沢546 (JR川越線・笠幡駅からバスで約5分、西武新宿線・狭山市駅からバスで約17分)	天然温泉 花鳥風月 ☎042-919-2626	電話健康相談カード原本を現地で提示	
免許取得			
平和橋自動車教習所 東京都葛飾区東立石1-3-16	☎03-3694-1011	「運転免許教習特別優遇申込書」を 東ト協業務部交通・環境GへFAX (FAX03-3359-4983)	大型、けん引、中型、準中型につき規定料金の10%割引 延長教習：男性5時限分、女性10時限分まで無料 ※けん引除く
コヤマドライビングスクール秋津校 東京都東村山市秋津町3-15-18	☎042-396-7070		大型1万円、けん引、中型、準中型5千円の値引き 延長教習：男性5時限分、女性10時限分まで無料
葬祭サービス(一般葬・社葬など)			
セレモア	☎0120-60-1121 (葬儀受付・資料請求) 年中無休(24時間365日)	詳細なパンフレットを東ト協HPに掲載	会員および家族は、生花・介護用品・患者移送・仏壇・葬儀についての各種サービス・割引特典あり


あじろ


ニュー・グリーンピア津南



リゾートホテル マホロバ・マインズ三浦


東急ホテルズ


スパ&リゾート九十九里 太陽の里


ホテル月美(太陽の里)

東ト協
「電話健康相談カード」



申し込みは、各施設へ

【問い合わせ先】
東ト協業務部交通・環境G
☎03-3359-6257

警視庁

交差点通過時の事故抑止対策の徹底を

交差点内の死亡事故で小学生が犠牲に

警視庁交通部は7月15日、東京都トラック協会に対し、交通総務課長名で「交差点通過時の交通事故抑止対策の周知・徹底のお願い」を発出し、会員事業者への周知徹底を求めた。

これは、同日午前9時ごろ、西東京市泉町の信号機のある交差点で、事業用普通貨物自動車が横断歩道を横断中の小学3年生の男子児童をはね、尊い命が失われた交通死亡事故の発生を受けたもの(**別掲参照**)。

警視庁では、子ども(幼児、小・中学生)の交通事故が増加する夏季(6～8月)にあわせ、子どもへの交通ルールの指導など、各種交通事故防止対策を推進していたことから、今回の事故を重く受け止め、急きょ会員事業者に対して交通安全意識の一層の徹底を要請した。

6月末現在、都内で発生した交通事故死者数は65人。このうち、横断歩道横断中の死者数は12人で、前年同期の2倍となるなど、極めて憂慮すべき状況にある。

こうした状況を踏まえ、警視庁では車両に対する交通指導・取り締まり、子どもや高齢者など歩行者への安全指導、各種広報啓発を進めているが、これらの取り組みをさらに強化するとともに、関係機関と連携し、交通事故防止の啓発を推進するとしている。

東ト協会員事業者に対しては、横断歩道手前での確実な減速義務や左右の安全確認、子ども・高齢者をはじめとする横断歩行者優先義務の徹底、いわゆる「ながらスマホ」の禁止など、緊張感を持った運転に努め、交通安全意識の向上と交通ルール遵守の重要性を改めて周知するよう求めている。

また、警視庁交通部が発行する「交通安全情報」(**8年7月版・別掲**)では、右左折時の安全確認について、「歩行者や自転車が横断してくるかもしれないといつも予測をして、確実な安全確認を!!」と呼びかけている。

さらに、プロドライバーに対し、「誰も出てこないだろう、相手が止まるだろう、気付いているだろう」といった思い込みが重大事故につながることを指摘。「右左折時や発進時には確実な安全確認を行い、一般ドライバーの模範となる運転を心がけること」「慣れた道でも油断は禁物。常に緊張感を持って運転すること」を求めた。

なお、警視庁の交通人身事故発生状況(日報、7月21日現在)によると、都内の交通事故発生件数は1万5679件で前年同期比703件減、負傷者数は1万7310人で同743人減となった。死者数は72人で前年同期より1人増加した。このうち、歩行者が34人と最も多く、次いで自動二輪車21人、四輪車8人、自転車7人、原動機付自転車1人、その他1人となっている。



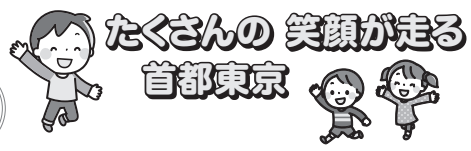
違反別 営業用トラック関与の交通事故

令和8年6月末 年間累計

			安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1当件数	60	16	15	3	0	10	1	0	1	19	125
		関与事故件数	57	13	16	3	0	7	1	0	1	52	150
		(前年比)	+4	−2	±0	+1	±0	+4	+1	±0	+1	−18	−9
	中型	1当件数	33	27	18	2	0	4	5	0	0	14	103
		関与事故件数	34	23	18	2	0	4	4	0	0	31	116
		(前年比)	−3	+1	+3	−2	±0	−6	+1	±0	±0	−8	−14
	準中型	1当件数	76	45	14	9	1	12	3	0	0	38	198
		関与事故件数	75	40	15	9	1	11	3	0	0	98	252
		(前年比)	+13	−3	−18	+4	−2	+4	±0	±0	±0	−6	−8
	普通・軽	1当件数	226	99	91	23	14	31	12	4	4	97	601
		関与事故件数	231	90	111	24	14	30	13	4	4	253	774
		(前年比)	+35	+9	−12	+9	−1	+1	+3	±0	+3	+29	+76
	合計	1当件数	395	187	138	37	15	57	21	4	5	168	1,027
		関与事故件数	397	166	160	38	15	52	21	4	5	434	1,292
		(前年比)	+49	+5	−27	+12	−3	+3	+5	±0	+4	−3	+45
死者数	大型貨物車(1当)		2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
	中型貨物車(1当)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	準中型貨物車(1当)		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	普通・軽貨物車(1当)		0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	4

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

営業用トラック関与の交通事故の特徴



令和8年6月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は、14,157件で、前年同期比530件減少し、死者65人で前年同期比3件減少となった。

営業用貨物車の関与事故(「**違反別**」表の下段「**注**」**参照**)発生件数(本年累計)は、1,292件で前年同期比45件増加し、死者9人で前年同期比1件増加となった。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が149件で前年同期比10件減少し、死者数は1人だった。

違反別では、安全不確認による関与事故件数が397件で、前年同期比49件増加となっている。

トラック事故速報 死亡事故

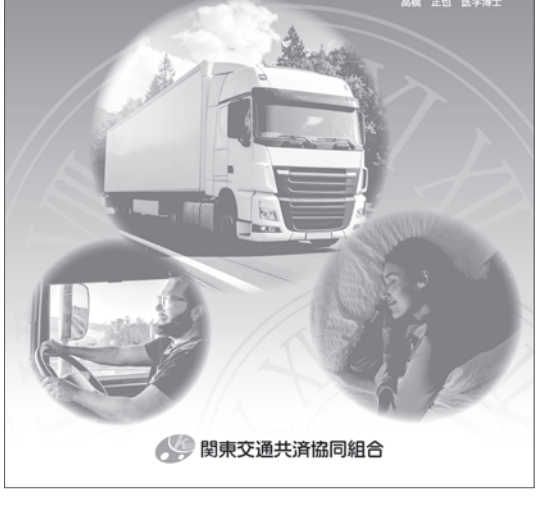
◎交差点で右折する際は、進行先および周囲の交通状況に注意を払い、指差し呼称等の安全確認を徹底すること。また、横断歩道の手前でいつでも停止できる速度に減速、または一時停止を行い、安全運転に努めること。

日時	7月15日(水)　9時6分頃発生(晴天)
場所	西東京市内(市道)
当事者	①歩行者(男性10歳未満死亡)×②事業用普通貨物車(男性50代) 順番は過失の軽重を示すものではありません
状況	
概要	事業用普通貨物車が、市道を東町3丁目方向から中町2丁目方向に進行し、交差点を住吉町5丁目方向に右折していたところ、左方から右方に横断歩道を横断していた歩行者と衝突したもの。

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページで PDF データも掲載しています

関交協 オリジナル 冊子

漫然運転を防止するための
睡眠対策マニュアル
「ドライバーの眠りとその問題」



関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を最重要課題と位置づけ、様々な事故防止事業に取り組んでおります。

背景(国交省)	対策	活用方法
・多重追突事故の原因が指導不足と公表 ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)マニュアルの改訂 ・スクリーニング検査実施の有無の報告義務	・医学博士 高橋正也氏監修『漫然運転を防止するための睡眠対策マニュアル「ドライバーの眠りとその問題」』作成	・事業者の安全教育に活用 ・ドライバー指導教材として利用 ・漫然運転防止→事故削減

運送事業者が取り組むべき内容を整理し、指導・教育にご活用いただけます。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03−5337−1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

QRコードから
すぐにお問い合わせ

関東交通共済協同組合

令和8年度通常総会を開催

各輸送品での課題解決へ

東京都トラック協会各専門部会では、部会員同士や関係団体との情報共有・意見交換などを通じ、輸送品目ごとの課題解決に向けた取り組みを進めている。現在15の部会が活動しており、今年度も鉄鋼専門部会、重量品専門部会に続いて、令和8年度通常総会を開催した。

東ト協 専門部会 総会

引越専門部会

（6月9日、東ト総合会館・小倉政人部会長）

引越安心マーク取得推進
繁忙期の分散引越を周知

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

今年度事業計画では、引越輸送業界を取り巻く諸課題について、部会員間での情報共有や意見交換などを通じて状況の改善を図る。また、全日本トラック協会引越部会と連携し、引越講習への参加や「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」の取得を推進するほか、引越繁忙期における分散引越の周知など同部会の取り組みに協力する。さらに、消費者に信頼される引越輸送サービスの実施や、標準引越運送約款の遵守をはじめとするコンプライアンス意識の向上に向け、勉強会や意見交換会の実施を検討する方針。

生コン専門部会

（6月19日、東ト総合会館・高野誠部会長）

安全輸送など課題に対応
情報共有で連携を強化へ

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

7年度事業報告では、役員会や通常総会の開催状況のほか、カヤバ熊谷工場などを視察した秋季研修会、全ト協生コンクリート輸送部会(全ト協生コン部会)の総会や意見交換会への参加などを報告した。

今年度事業計画では、全ト協生コン部会とともに、安全輸送や労務問題などさまざまな課題に取り組む方針。また、部会員間で意見交換を行い、問題意識の共有を図る。

このほか、全ト協生コン部会への委員推薦体制の継続と、同部会の会議に参加する部会員への費用補助について審議・承認した。

食料・酒類飲料専門部会

（6月22日、東ト総合会館・中西弘毅部会長）

食品輸送の課題を解決へ
情報共有と組織強化図る

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

今年度事業計画では、全ト協食料品部会や関係団体などと連携し、受発注条件の見直しや荷待ち・荷役・検品時間の削減、標準的運賃の収受に向けた取り組みを推進する方針。また、荷役作業時の事故防止や輸送品質向上、衛生管理の徹底など、食料・酒類飲料輸送業界が抱える諸課題への対応を進める。

このほか、部会メーリングリストによる情報共有や、新規加入事業者の獲得を通じた組織強化と拡充、東ト協ホームページ内の専門部会ページを活用して広報活動に取り組むことを確認した。

海上コンテナ専門部会

（6月24日、書面審議）

新部会長に鈴木氏を選任
長時間荷待ち問題解消へ


鈴木氏

令和8年度通常総会を書面審議により実施し、7年度事業報告・収支決算、8年度事業計画・収支予算、役員の一部改選について審議し、いずれも原案どおり承認した。

今年度事業計画では、東京港における長時間荷待ち問題の解決に向けた取り組みをはじめ、CONPASを活用した予約制事業への協力、安全輸送ガイドラインの遵守徹底、実態調査の実施・協力などを推進することを確認した。

また、役員の一部改選では、部会長に鈴木邦彦氏(国際コンテナ輸送)、副部会長に福田寛氏(日本コンテナ輸送)を選任した。

なお、同部会では6月3日に通常総会を開催する予定だったが、台風の影響により中止となったため、書面審議に切り替えて実施。部会規約に基づき、全議案が可決された。

出版・印刷・製本・段ボール専門部会

（6月30日、東武ホテルレバント東京・瀧澤賢司部会長）

出版物流の課題共有図る
荷主団体との連携を強化

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

今年度事業計画では、常態化する出版不況の下、特に雑誌分野およびコンビニエンスストア向け配送では輸送量の減少が続き、仕分け作業や深夜配送に伴うコスト増も重なり、収支悪化が深刻化している。一方で、出版物には社会的に根強い役割があることを踏まえ、出版物関係輸送業界を取り巻く諸課題について、部会員間や荷主団体との意見交換などを重ね、状況の改善に向け、問題意識の共有を図る。

また、荷主団体主催の会合などにも積極的に参加し、業界の現況認識を深めるとともに、必要な提言を行っていく方針。

ダンプ専門部会

（7月2日、東ト総合会館・平池彰規部会長）

業界健全化へ連携強化
情報共有で課題改善へ

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

今年度事業計画では、ダンプ輸送事業者は社会インフラ整備を支える重要な役割を担うことから、適正な運賃・料金の収受や労働時間短縮などの諸課題を克服し、安全で良質な輸送サービスを提供する社会的使命を果たす必要があるとした。

その上で、部会員間の情報共有や意見交換などを通じて業界課題の改善を図るほか、全ト協ダンプトラック部会と連携し、各種会議への参画を通じて業界の健全化を推進する。また、安全対策に関する行政機関からの情報を部会員へ周知し、事故防止に努める方針。

紙・パルプ専門部会

（7月3日、東ト総合会館・木村朋広部会長）

部会員・荷主と課題共有
荷主団体へ改善申し入れ

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

日本製紙連合会によると、8年における紙・板紙内需は約1999万㌧と前年比2・7%減、元年比では21・2%減となる見込みで、特に紙は元年比32・3%減と厳しい事業環境が続くと指摘。

このような状況を踏まえ、今年度事業計画では、紙・パルプ輸送事業者が直面する課題について、部会員間や荷主との情報交換を通じて問題意識を共有する。また、荷待ち時間や納入先での荷渡し方法、契約に基づかない附帯作業など現場の状況把握に努め、荷主団体への申し入れなどを通じて業務環境の改善を図る方針。

取扱事業・積合専門部会

（7月14日、東ト総合会館・井上和英部会長）

安全・良質な輸送を推進
部会連携で業界健全化へ

令和7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算について審議・承認した。

今年度事業計画では、トラック適正化二法への対応が求められる中、利用運送・積合運送事業者として、コンプライアンスの確立や安全で良質な輸送サービスの提供に取り組むとともに、経営の合理化や労働環境の改善などを推進していく。

また、業界を取り巻く諸課題について、部会員間の情報共有や意見交換などを行い状況の改善を図るほか、全ト協利用運送・積合部会と連携し、各種会議やワーキンググループなどへの参加を通じて、業界の健全化に努める方針。



協会トラック部会 関東青年部会

第37回 全ト協青年部会 関東ブロック大会を開催

みんなの声を力に変える！

関東トラック協会青年部会(佐藤文平会長・東ト協青年部副本部長)は6月26日、横浜市のアニヴェルセルみなとみらい横浜で、第37回「全日本トラック協会青年部会関東ブロック大会」を開催。大会テーマに「Let's do it together! ～みんなの声を力に変える！～」を掲げ、1都7県および全国の青年組織メンバー約240人が参集した。

開会に当たり、全ト協青年部会の佐藤部会長は、「青年部会年間テーマとして『全国の声を可視化する』『声を価値に変換する』『声をつなぎ、共創で未来を描く』を掲げている。青年部メンバーを巻き込み、一人でも多くの方に賛同いただけるよう活動を進めていきたい」とあいさつした。



大会には、関東運輸局自動車交通部の小泉伸介次長、全ト協の楠木寿嗣副会長が来賓として出席し、祝辞を述べた。

第1部の研修会では、元海上自衛隊横須賀地方総監の真殿知彦氏が「海上自衛隊で学んだリーダーシップと危機管理」をテーマに講演。真殿氏は、リーダーに求められる4つの役割やトライアングル型経営、ミッションコマンド型組織など、海自で培った経験を基に、経営者に必要な危機管理への対応について説明した。講演後、福田順一副会長(東ト協青年部本部長)が真殿氏に謝辞を贈った。

このほか、交通遺児等育成基金への寄付金贈呈、大会宣言の採択、大会旗の伝達などを実施。第2部の交流会では、全国の青年組織メンバーが親睦を深めた。

夏本番　祭りの季節

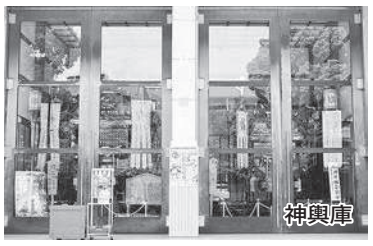

富岡八幡宮

いよいよ夏本番。各地では祭りや花火大会の季節を迎える。花火大会は猛暑や豪雨、雷雨など気象条件の影響から、開催時期を春や秋へ移行する例も増えているが、祭りは地域の伝統や風習と結び付いているため、時季を変えずに行われるものが多い。

東京を代表する夏祭りの一つ、富岡八幡宮（江東区）の例大祭「深川八幡祭り」は8月12日から始まる。今年は3年に一度の本祭りだ。14日に例大祭、15日に神幸祭（鳳輦渡御）、16日には祭り最大の見どころとなる、神輿連合渡御が行われる。暑さをものともせず、氏子各町会・54基の神輿が氏子町を「ワッショイ、ワッショイ」と威勢のいいかけ声とともに練り歩き、沿道からは豪快に清め水が浴びせられる。舞い上がる水しぶきは、深川の夏を象徴する光景だ。「ワッショイ」は「和を背負う」が語源ともいわれている。

豪快に水かけワッショイワッショイ

深川八幡祭りは「神輿深川、山車神田、だだっ広いが山王様」とうたわれる江戸三大祭りの一つ。その歴史は寛永19（1642）年にさかのぼり、『東都歳時記』には、祭礼に参加した氏子町名が列記されるなど、当時から盛大な祭りだったことがうかがえる。また、『武江年表』には、江戸中はもちろん近在からも大勢の見物客が訪れ、その群衆で永代橋が落橋したと記されており、人気ぶりを物語っている。さらに、明治時代の『東京年中行事』でも、「今では他の二大祭りをも凌駕するほどのにぎわい」と紹介されるなど、その熱気は時代を超えて受け継がれてきた。


神輿庫


二の宮神輿

「水かけ祭り」と呼ばれる由来は、沿道の人々が担ぎ手にバケツや桶、ホースなどで大量の清め水をかけることからだ。巡行路は、まるで大雨に見舞われたかのような水浸しとなり、担ぎ手も観客も全身びしょ濡れになる。

では、この豪快な水かけはいつから始まったのだろうか。江戸時代の記録には見当たらず、『東京年中行事』にも記述はない。もともと深川は埋め立て地で、井戸を掘っても海水が混じり、飲み水は神田上水や松戸方面から運ばれた水を「水売り」から買い求めていたという。当時のおかみさんたちは雨が降ると喜び、たらいや桶に雨水をためて、洗濯などに利用したと伝えられる。東京で近代水道の整備が始まったのは明治後半で、当時の深川区は整備が比較的遅れていた。こうしたことから、現在のような豪快な水かけは、近代水道の普及が進んだ明治時代以降に始まったようだ。

さて、祭り見物のハイライトは16日に行われる神輿連合渡御だ。見どころは、永代橋から富岡八幡宮へ向かう永代通り。昼食休憩を終えた神輿は、永代橋右岸側から再び出発する。木遣りや手古舞が先導する神輿が永代橋を渡る場面は、見どころの一つ。水かけの大きな見せ場は、佐賀町名物のトラックからの豪快な清め水だ。続いて、永代出張所前で消防団が滝のような放水を行い、深川不動堂前では宮元のトラックから再び大量の水が浴びせられる。そして、約8キロメートルに及ぶ渡御は、富岡八幡宮前でフィナーレを迎えるのだ。

富岡八幡宮は来年、創建400年を迎える。寛永4（1627）年に深川永代島に創建され、当時は東京ドーム4個分を超える広大な社地を有していた。現在の社殿は、昭和31（1956）年に鉄筋コンクリート造の重層式八幡造りとして再建されたもので、創建400年に向け、耐震補強や屋根の葺き替えなど大規模な修理が来年6月までの予定で進められている。境内の神輿庫には、「神輿深川」の名にふさわしく、重さ約4・5トンを誇る日本一の大神輿「一の宮神輿」と「二の宮神輿」が収められている。「一の宮神輿」はその重さのため、奉納時に渡御したのみで、「二の宮神輿」は陰祭りで渡御し、前回は昨年、次回の巡行は再来年を予定している。また、徳川幕府の公許による勧進相撲発祥の地としても知られ、境内には歴代横綱の名を刻んだ横綱力士碑が建つ。


横綱力士碑

今年の本祭りでは、豪快な水しぶきと「ワッショイ」のかけ声が響き渡り、江戸から受け継がれてきた粋と熱気を存分に味わえそうだ。

日本一の豪華な神輿も

富岡八幡宮は来年、創建400年を迎える。寛永4（1627）年に深川永代島に創建され、当時は東京ドーム4個分を超える広大な社地を有していた。現在の社殿は、昭和31（1956）年に鉄筋コンクリート造の重層式八幡造りとして再建されたもので、創建400年に向け、耐震補強や屋根の葺き替えなど大規模な修理が来年6月までの予定で進められている。境内の神輿庫には、「神輿深川」の名にふさわしく、重さ約4・5トンを誇る日本一の大神輿「一の宮神輿」と「二の宮神輿」が収められている。「一の宮神輿」はその重さのため、奉納時に渡御したのみで、「二の宮神輿」は陰祭りで渡御し、前回は昨年、次回の巡行は再来年を予定している。また、徳川幕府の公許による勧進相撲発祥の地としても知られ、境内には歴代横綱の名を刻んだ横綱力士碑が建つ。

今年の本祭りでは、豪快な水しぶきと「ワッショイ」のかけ声が響き渡り、江戸から受け継がれてきた粋と熱気を存分に味わえそうだ。

坊巷透話

ルポライター　飛鳥井　恭司

ポケット

世界のカバン博物館



浅草といえば浅草寺や仲見世通りが有名ですが、少し足を延ばすと「世界のカバン博物館」というユニークな施設があります。館内には世界五大陸・約50か国から集められた、約700点の貴重なカバンが展示され、時代や文化の違いを感じながら見学できます。カバンをテーマにした博物館は珍しく、時間を忘れて見入ってしまいました。

展示品には、現在では製作が難しいゾウやシマウマなどの革を使ったものや、豪華な装飾を施したバッグ、旅行用トランクなどが並びます。中には、今でも持ち歩きたくなるような洗練されたデザインのものもあり、時代を超えた美しさに驚かされました。

展示を通して、カバンは単なる日用品ではなく、人々の暮らしや旅の歴史、技術の発展とともに歩んできた文化そのものだと実感。入館無料とは思えないほど充実した内容で、浅草観光の際にはぜひ立ち寄ってほしいスポットです。

世界のカバン博物館

住所：台東区駒形1-8-10（都営地下鉄浅草線浅草駅A1出口より約50m）／開館時間：10:00～16:30／入館料：無料／休館日：日曜・祝日（年末年始および不定休あり）

見てあちこちある記

佐渡で味わう薪能　夜の闇もまた楽し

そもそも紀行　第63回　SOMO SUMO KIKOU

ライター　八街千尋

今回は佐渡に薪能を見に行きました。佐渡では春から夏にかけて夜間、各地で盛んに能が演じられると聞き、一度見てみたいと思っていました。佐渡島は室町時代の能楽師・世阿弥が永享6（1434）年に流罪となり、最晩年を過ごした地です。江戸時代にも能楽が盛んになり、島内には大小合わせて30を超える能舞台が今も残っています。

訪れたのは両津港から近い椎崎諏訪神社で、「千手」という演目を鑑賞しました（写真）。これは、琴や琵琶に優れた女性・千手と、戦に敗れ捕虜となった平家の武将・平重衡との悲しい別れを描いた物語です。二人は音楽や酒を交わすうちに心を通わせますが、重衡は処刑される運命にありました。別れの場面では、互いを思いやりながらも、避けられぬ運命を受け入れていきます。



日が沈む午後7時ごろ。夕焼け空をトンボが飛び交う中、開演を待ちます。7時半、薪に火を入れる「火入れ式」が行われました。舞台の周囲に置かれた篝火台に火が入れられると、薪が勢いよく燃え上がります。

能管という笛が「ヒーッ」と鋭い音を響かせると、一気に舞台へ引き込まれました。舞台脇に並ぶ8人は地謡と呼ばれ、合唱団のような役割です。主人公が舞う間も、その心情や情景を歌で表現し、物語を彩ります。

能舞台の外に目をやると、暗がりから何かがこちらを見つめているような気がしました。鼓の乾いた音と地謡の声が、自然豊かな神社の深い夜の闇へ吸い込まれていくようです。

空を見上げれば満天の星。目の前の篝火を眺めると、自然と心が落ち着きます。機会があれば、ぜひ一度味わってみてはいかがでしょうか。

三丁目

運送取引の適正化に向けて、荷主の不当行為に対する新たな規制が講じられた。公正取引委員会が6月に、独占禁止法の「物流特殊指定」（告示）を改正した◆従来、発荷主と運送事業者間の取引が規制対象だったが、今回の改正で着荷主による不当行為も対象に追加。発荷主との契約にない、荷役といった付帯役務の無償提供や、着荷主の都合による長時間の荷待ちの強要などを規制する◆長年の商慣行として、運送事業者にそうした不当な負担を強いる行為が行われている場合が少なくない。ただ、着荷主は運送事業者と直接の取引関係にないため、規制が及んでいなかった。そこに今回、規制がかけられることになった◆改正告示は来年4月に施行予定。今年1月施行の「取適法」（改正下請法）に続く規制措置で、運送取引における荷主の不当行為に対する規制が一段と強化される。今後、その実効性が期待されるところだ◆しかし、法規制の改正だけで運送取引の適正化が図れるわけではない。事業者においても改正を契機として、取引改善に向けた働きかけを強めていく必要がある。